

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

1979年（昭和54年）、国際連合が「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下、女子差別撤廃条約）を採択し、国際的に女子の人権擁護と男女平等な社会づくりが進められてきました。

わが国では、1985年（昭和60年）に女子差別撤廃条約を批准し、これに基づき、1999年（平成11年）に「男女共同参画社会基本法」（以下、基本法）が施行されました。男女共同参画社会とは、男女が個人として尊重され、性別に関わりなく自己の能力を自らの意思に基づいて発揮でき、あらゆる分野に対等な立場で参画し、ともに責任を負う社会です。基本法には、国、国民、地方公共団体の責務が明らかにされ、様々な取組が進められてきました。基本法施行から20年の間に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、DV防止法）、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」^(※)（以下、女性活躍推進法）、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」^(※)（以下、候補者男女均等法）、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（以下、働き方改革関連法）など新たな法律が施行され、多様な分野において体制が整備されてきました。

行橋市においても、1999年（平成11年）に「行橋市男女共同参画プラン（第1次）」を策定、2003年（平成15年）に「行橋市男女共同参画を推進する条例」を制定し、これまで男女共同参画社会の実現に向けて取り組んできました。しかし、2019年（令和元年）の市民意識調査によれば、固定的な性別役割分担意識やそれに基づく社会慣行・慣習などが根強く残っており、依然として課題は多く残されています。

そこで、行橋市における男女共同参画社会の形成をいっそう進めるために、現在の取り組みに新たな施策を盛り込んで、「第3次行橋市男女共同参画プラン」の中間の見直しを行いました。

2. 計画の背景

（1）世界の動き

国際連合が1975年（昭和50年）を「国際婦人年」と決議し、1976年（昭和51年）から1985年（昭和60年）までを「国連婦人の10年」と定め、1979年（昭和54年）に女子差別撤廃条約を採択し、女性の地位向上に向けた世界的な取り組みが進んできました。1995年（平成7年）には、「平等、開発、平和への行動」をテーマに第4回世界女性会議が北京で開催され、その後の女性施策の指針として「北京宣言および行動綱領」が採択されました。

2011年（平成23年）にUN Women^(※)が、ジェンダー平等^(※)と女性のエンパワーメント^(※)のための国連機関として活動を始めました。

2015年（平成27年）には、SDGs^(※)（「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」）が国連サミットで採択され、各国での具体的な取り組みが求められています。17の目標のうち目標5は「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」となっています。また、2019年（令和元年）にUN Womenでは、「2020年北京宣言と行動綱領25周年記念（北京+25）」として、国際的なキャンペーンに取り組んでいます。

（2）日本の動き

わが国でも、日本国憲法で、人権尊重や男女平等について定めており、国際社会の動きに対応し、1977年（昭和52年）には、「国内行動計画」を策定し、1980年（昭和55年）には「女子差別撤廃条約」に署名するため、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下、男女雇用機会均等法）の制定などの法制度の整備を行ってきました。1999年（平成11年）には基本法が施行され、その後は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」やDV防止法などの改正が重ねられ、女性の権利擁護に向けた法整備を進めてきました。

また、2007年（平成19年）に、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）^(※)憲章」が策定されて、男性も女性もともに仕事とそれ以外の活動に参画できる生活の実現を目指すこととなり、2018年（平成30年）には、「働き方改革関連法」が成立し、労働時間法制の見直しなどが順次行われています。

2015（平成27年）に女性活躍推進法が施行され、2018年（平成30年）には候補者男女均等法が施行されるなど、女性の方針決定の場への参画のための法整備も進められました。2015年（平成27年）の「第4次男女共同参画基本計画」では、男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍がうたわれ、多様な分野での施策が示されました。

その一方で、2016年（平成28年）には、女子差別撤廃条約の実施状況を審査する国連の女子差別撤廃委員会（CEDAW）から、家族と社会における固定的性別役割分担意識が根深いことなどが指摘され、2019年（令和元年）に世界経済フォーラムが発表した男女格差の度合いを示す「グローバル・ジェンダー・ギャップ指数（GGGI）^(※)」は153か国中121位と低い位置にとどまるなど、よりいっそう国際社会と連動したジェンダー平等の推進が求められています。

（3）福岡県の動き

福岡県では、1996年（平成8年）に、福岡県女性総合センター（現：福岡県男女共同参画センターあすばる）が開館し、2001年（平成13年）には、基本法第9条に則り、「福岡県男女共同参画推進条例」が制定されました。この条例に基づき、2002年（平成14年）からは、

男女共同参画の推進に功績があった県民や団体等を「福岡県男女共同参画表彰」として毎年あすばるフォーラムにおいて表彰しています。

2013年（平成25年）には「性暴力被害者支援センター・ふくおか」が開設され、被害者の総合的な支援が一か所で対応できるようになりました。

2016年（平成28年）に、これまでの施策をより実効性を高めて推進するために「第4次福岡県男女共同参画計画」及び「第3次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」が策定されました。

福岡県の審議会等における女性委員の割合は、2010年（平成22年）から8年連続で40%以上を維持しています。

2019年（平成31年）には「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」（以下、県性暴力根絶条例）が公布され、性暴力の根絶及び被害者の支援に関し、全国に先駆けた先進的な取組が始まろうとしています。

3. 行橋市における男女共同参画社会に関する取り組み

行橋市では、1999年（平成11年）に「行橋市男女共同参画プラン（第1次）」を策定し、男女共同参画行政の様々な取り組みを始めました。2003年（平成15年）に男女共同参画推進にあたっての基本理念を定め、市・市民・事業者それぞれの責務を明らかにした「行橋市男女共同参画を推進する条例」（以下、行橋市条例）を制定し、2004年（平成16年）4月より施行しました。この条例に基づき「行橋市男女共同参画審議会」ならびに「行橋市男女共同参画苦情処理^(※)委員」が設置され、2005年（平成17年）3月、「第2次行橋市男女共同参画プラン」を策定しました。

このプランでは、拠点施設の整備を最優先課題とし、2005年（平成17年）に行橋市男女共同参画センター“る～ぷる”を開設しました。また、同年11月に福岡県内で6番目に「男女共同参画都市宣言」を行いました。

2015年（平成27年）3月に「第3次行橋市男女共同参画プラン」を策定し、事業者や男性に向けたワーク・ライフ・バランス^(※)推進にかかる啓発事業をはじめ、様々な取り組みを進めてきました。

2019年（令和元年）に後期計画策定に向けて「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施し、その結果や行橋市の現状を踏まえながら、行橋市男女共同参画審議会を中心に協議を進め、同年度、後期計画を策定しました。

本計画は、今後5年間の行橋市における男女共同参画推進の指針となるもので、より実現性のある計画として策定しました。

行橋市における男女共同参画推進行政の取り組み経緯

1996年（平成8年）

- 秘書企画課に「女性相談室」を設置し、女性政策担当部署とする
- 市長から行橋市女性問題懇話会へ計画策定について諮問

1997年（平成9年）

- 行橋市女性問題懇話会が「行橋市民の女性に関する市民意識調査」実施
- 女性ネットワーク「行橋女性会議」（現：行橋男女共同参画ネット）発足

1998年（平成10年）

- 行橋市女性問題懇話会から市長へ計画策定について答申

1999年（平成11年）

- 「女性行政推進会議」（庁内推進体制／議長：助役）設置
- 「行橋市男女共同参画プラン（第1次）」策定

2000年（平成12年）

- 「行橋市男女共同参画推進会議」設置

2001年（平成13年）

- 秘書企画課「女性相談室」を「女性政策室」へ変更

2002年（平成14年）

- 秘書企画課に「男女共同参画係」設置
- 市長から男女共同参画推進会議へ条例制定について諮問

2003年（平成15年）

- 第2回「行橋市男女共同参画に関する市民意識調査」実施
- 行橋市男女共同参画推進会議から市長へ条例素案答申
- 「行橋市男女共同参画を推進する条例」可決・公布

2004年（平成16年）

- 「行橋市男女共同参画を推進する条例」施行
- 「行橋市男女共同参画苦情処理委員」設置
- 男女共同参画研修参加補助金交付要綱制定
- 「福岡県女性研修の翼」参加補助金交付要綱制定
- 「行橋市男女共同参画審議会」設置
- 市長から行橋市男女共同参画審議会へ基本計画について諮問
- 行橋市男女共同参画審議会から市長へ基本計画について答申
- 「男女共同参画推進本部」（庁内推進体制／本部長：市長）設置

2005年（平成17年）

- 「第2次行橋市男女共同参画プラン」策定（平成17年～26年）
- 人権男女共同参画課に「男女共同参画係」設置
- 行橋市男女共同参画センター“る～ぷる”設置
- 市民企画講座助成金交付要綱制定
- 女性模擬議会「ゆくはし“she”議会」開催
- 「行橋市男女共同参画宣言都市」^(※)記念式典開催（内閣府と共催）

2006年（平成18年）

- 女性人材バンク設置・募集

2010年（平成22年）

- 「第2次行橋市男女共同参画プラン」策定（後期計画／平成22年～26年）
- 第2回女性模擬議会「ゆくはし“she”議会」開催

2014年（平成26年）

- 「行橋市男女共同参画を推進する条例」施行10周年記念式典開催
- 第3回「行橋市男女共同参画に関する市民意識調査」実施
- 市長から行橋市男女共同参画審議会へ基本計画について諮問
- 行橋市男女共同参画審議会から市長へ基本計画について答申
- 「第3次行橋市男女共同参画プラン」策定（平成27年～36年）

2016年（平成28年）

- 行橋市男女共同参画センター“る～ぷる”移転

2019年（令和元年）

- 第4回「行橋市男女共同参画に関する市民意識調査」実施
- 市長から行橋市男女共同参画審議会へ基本計画について諮問
- 行橋市男女共同参画審議会から市長へ基本計画について答申
- 「第3次行橋市男女共同参画プラン」策定（後期計画／令和2年～6年）

4. 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果から、行橋市の男女共同参画における現状と課題や社会的動向等を踏まえた上で、行橋市男女共同参画審議会からの提言を受けて、男女共同参画社会の早期実現に向けた市の総合的な施策の指針とするものです。
- (2) 本計画は、以下の法律に基づく各計画として位置づけます。
 - ・「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画、「行橋市男女共同参画を推進する条例」第9条に基づく基本的計画
 - ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画
 - ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく市町村推進計画
- (3) 本計画は、国・県の関連計画を踏まえた上で、第5次行橋市総合計画ほか行橋市における関連分野の条例・計画等とも整合性を図っています。

5. 計画の期間

本計画は、2015年（平成27年）度から2024年（令和6年）度までの10年間を計画期間としています。社会情勢や国の施策等の変化を考慮し、中間年度である2019年（令和元年）度に見直しを行いました。後期計画は、2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）までの5年間を計画の期間としています。今後は、本計画の進捗状況について毎年把握・点検し、公表するものとします。

